

JEITA ソフトウェア開発モデル契約 解説書

2008年7月18日

JEITA ソリューションサービス事業委員会
ソフトウェア開発モデル契約WG 主査

富士通株式会社
鈴木康史

バックグラウンド

- ◆1994年JEIDA(JEITAの前身)公表
「ソフトウェア開発モデル契約」
 - **ソフトウェア開発取引の健全化** を目指して
- ◆2007年4月経済産業省公表
「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」
 - **情報システムの信頼性向上** を目指して
- ◆2008年秋解説書出版予定
「ソフトウェア開発モデル契約」
 - **2007年経済産業省モデル契約**をベースに

WG活動の経緯

◆ 2006年度

経済産業省「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」における検討に参加。2007年4月に報告書公表。

◆ 2007年度

- 経済産業省公表の「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」の再検討
- 上記モデル契約を修正し、JEITAソフトウェア開発モデル契約を作成
- JEITAソフトウェア開発モデル契約の解説書を分担執筆

◆ 2008年度

- 出版に向けた解説書の最終調整
- 秋に出版予定

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008

2007年経済産業省モデル契約 をベースとした理由

◆ 旧JEITAモデル契約の基本思想をカバー

- 多段階契約と再見積り
- 委任/請負
- 仕様変更管理
- 損害賠償

◆ 新たな視点

- 仕様の検討会
- 未確定事項の取扱い
- マルチベンダ時のプロジェクトマネジメント責任
- 第三者ソフト、フリー・オープンソースソフトの扱い

◆ ユーザ、ベンダー、第三者による検討結果

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008

JEITAソフト開発モデル契約検討の視点

◆ソフトウェア開発の経験を踏まえた検討の深化

- 委任作業における作業量の限定
- 複数種類の会議体を想定した規定
- 未確定事項がユーザにより確定されない場合の扱い
- 第三者ソフト、FOSSの扱い

◆ベンダとしての立場からの変更・選択

- 再委託
- 瑕疵の扱い
- 仕様変更の協議不調時の解除権
- 著作権の帰属
- 損害賠償の範囲

解説書の構成

◆ 第1章 解説書の概要

経産省モデル契約をベースにJEITAモデル契約を作成するにいたった経緯ならびにJEITAモデル契約の前提としての開発モデル、開発プロセスおよび超上流の重要性を説明する。

◆ 第2章 JEITAモデル契約の構造と基本問題

多段階方式を採るJEITAモデル契約の構造を解説するとともに、かかる構造を採る背景にある基本問題として、「見積」「仕様確定」「作業主体と契約類型(準委任と請負)」の3つの問題を解説する。

◆ 第3章 JEITAモデル契約の条文解説

条文ごとに、次の2点から成る。

- 「条文解説」
条文の趣旨、背景(法的問題、開発上の問題など)および経産省モデル契約との相違理由(相違点のある条文の場合)を解説する。
- 「適用ガイド」
当該条文を実際の契約に使う際の留意点・参考となる情報を解説する。

経産省モデル契約との相違点

No	経産省モデル契約	モデル契約
1	<p>委託者：ユーザ（以下「甲」という。）と 受託者：ベンダ（以下「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結する。</p>	<p>委託者：ユーザ（以下「甲」という。）と 受託者：ベンダ（以下「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結し、<u>その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(甲) _____ (乙) _____</p> <p style="text-align: center;">_____</p>
2	<p>(定義) 第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>① 本件ソフトウェア 本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェアであって、プログラム、コンテンツ、データベース類及び関連資料など個別契約において定めるもの</p> <p>④ システム仕様書 要件定義書及び外部設計書</p> <p>⑥ 第三者ソフトウェア 第三者が権利を保有するソフトウェア（サーバ用OS、クライアント用OS、ケースツール、開発ツール、通信ツール、コンパイラ、RDB などを含む。）であって、本件ソフトウェアを構成する一部として利用するため、第三者からライセンスを受けるもの（但し、FOSS を除く。）</p> <p>(第1項②・③・⑤・⑦～⑭省略)</p>	<p>(定義) 第2条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>① 本件ソフトウェア <u>本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェア</u></p> <p>④ システム仕様書 <u>要件定義書及び外部設計書（ただし、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。）</u></p> <p>⑥ 第三者ソフトウェア <u>第三者が権利を有するソフトウェア（ただし、FOSS を除く。）</u></p> <p>(第1項②・③・⑤・⑦～⑭省略)</p>

3	<p>(個別契約)</p> <p>第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書 (RFP) 及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。</p> <p>③ 作業期間又は納期</p> <p>(第1項①・②・④～⑫、第2項省略)</p>	<p>(個別契約)</p> <p>第4条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書 (RFP) 及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について以下の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。</p> <p>③ 作業期間、<u>作業工数 (作業量)</u> 又は納期</p> <p>(第1項①・②・④～⑫、第2項省略)</p>
4	<p>(作業期間又は納期)</p> <p>第6条 各個別業務の作業期間又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。</p>	<p>(作業期間又は納期)</p> <p>第6条 各個別業務の作業期間、<u>作業工数 (作業量)</u> 又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。</p>
5	<p>【B案 再委託先の選定について原則としてベンダの裁量 (但し、ユーザの中止請求が可能) とする場合】</p> <p>(再委託)</p> <p>第〇条 乙は、乙の責任において、各個別業務の一部を第三者 (甲が指定する再委託先も含む。) に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。</p> <p>2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条 (本契約及び個別契約内容の変更) によるものとする。</p> <p>(第3項～第4項省略)</p>	<p><経産省モデルのB案 (左記) をベースに補整></p> <p>(再委託)</p> <p>第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の<u>全部又は一部</u>を第三者 (甲が指定する再委託先も含む。) に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。</p> <p>2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条 (本契約及び個別契約内容の変更) によるものとする。また当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する<u>契約を解除した場合 (ただし、前項の合理的な理由が第52条第1項又は第2項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く)、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。</u></p> <p>(第3項～第4項省略)</p>

6	<p>(協働と役割分担)</p> <p>第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。</p> <p>2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、別添〇のとおりとし、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。</p> <p>(第3項省略)</p>	<p>(協働と役割分担)</p> <p>第8条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。</p> <p>2. 甲乙双方による共同作業及び各自の<u>分担作業は、各個別契約において</u>その詳細を定めるものとする。</p> <p>(第3項省略)</p>
7	<p>(責任者)</p> <p>第9条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。</p> <p>(第2項～第3項省略)</p> <p>4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。 ⑥ 第36条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の請求を直ちに書面で受ける権限</p> <p>5. 甲及び乙が選任すべき責任者の人数は、各個別契約において定めるものとする。</p> <p>(第4項①～⑤・⑦・⑧・第6項省略)</p>	<p>(責任者)</p> <p>第9条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。</p> <p>(第2項～第3項省略)</p> <p>4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。 ⑥ 第36条所定の未確定事項が確定したときは、追完、修正の業務の<u>請求を書面で受ける権限</u></p> <p>5. 甲及び乙は責任者を複数名定める場合は、<u>それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。</u></p> <p>(第4項①～⑤・⑦・⑧・第6項省略)</p>
8	<p>(主任担当者)</p> <p>第10条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、本件業務を円滑に遂</p>	<p>(主任担当者)</p> <p>第10条 甲及び乙は、各個別契約締結後すみやかに、本件業務を円滑に</p>

	<p>行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。</p> <p>(第2項～第3項省略)</p> <p>4. 甲及び乙が選任すべき主任担当者の人数は、各個別契約において定めるものとする。</p>	<p>遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。</p> <p>(第2項～第3項省略)</p> <p>4. 甲及び乙は<u>主任担当者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。</u></p>
9	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「要件定義作成支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 要件定義作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p>	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める<u>作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</u></p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「要件定義作成支援業務終了の<u>確認期間</u>」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 要件定義作成支援業務終了の<u>確認期間</u>内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の<u>確認期間</u>の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p> <p>5. <u>前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要件定義作成支援業務に関して変更契約または追加契約を締結するものとする。</u></p>
10	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第23条 乙は、前条に定める外部設計書の確定後○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「外部設計書作成支援業務終了の</p>	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第23条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める<u>作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数(作業量)分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を</u></p>

	<p>点検期間」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 外部設計書作成支援業務終了の点検期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p>	<p>作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「外部設計書作成支援業務終了の<u>確認期間</u>」という。)内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 外部設計書作成支援業務終了の<u>確認期間</u>内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の<u>確認期間</u>の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p> <p>5. <u>前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約または追加契約を締結するものとする。</u></p>
11	<p><第3章第2節 外部設計書作成（支援）業務【B案 請負の場合】> (外部設計書の納入) 第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書及び外部設計書検収依頼書（兼納品書）を甲に納入する。</p>	<p>(外部設計書の納入) 第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書を<u>外部設計書検収依頼書（兼納品書）とともに</u>甲に納入する。</p>
12	<p>(ソフトウェア開発業務の実施) 第24条 乙は、第25 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、[【選択案 1：システムテスト・準委任型】内部設計からシステム結合まで 【選択案 2：システムテスト・請負型】内部設計からシステムテストまで]のソフトウェア開発業務を行う。</p> <p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>	<p>【A 案 システムテストを準委任型で行う場合】 (ソフトウェア開発業務の実施) 第 24 条 乙は、第 25 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。</p> <p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>

		<p>【B案 システムテストを請負型で行う場合】 (ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。</p> <p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>
13	<p>(検査仕様書の作成及び承認)</p> <p>第27条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物の検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p> <p>(第2項～第3項省略)</p> <p>4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。</p>	<p>(検査仕様書の作成及び承認)</p> <p>第27条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物のうち本件ソフトウェアの検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p> <p>(第2項～第3項省略)</p> <p>4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。</p>
14	<p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵</p>	<p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致(以下本条において「瑕疵」という。)が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正する</p>

	<p>を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p> <p>3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	<p>ものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p> <p>3. 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>
15	<p>(ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)</p> <p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う【選択案1：システムテスト・準委任型】システムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）【選択案2：システムテスト・請負型】導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）】を行う。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>	<p>【A案 システムテストを準委任型で行う場合】 (ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)</p> <p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行うシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p> <p>【B案 システムテストを請負型で行う場合】 (ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施)</p> <p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>
16	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了後〇日以内に、</p>	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第32条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了又は個別契</p>

<p>業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間」という。）内に、当該業務終了報告書の点検を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の点検期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p>	<p><u>約に定める作業期間の満了若しくは作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から〇日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</u></p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の<u>確認</u>を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の<u>確認</u>期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の<u>確認</u>期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p> <p>5. <u>個別契約に定める作業期間の満了または作業工数（作業量）分の作業実施終了後も、甲が引き続き当該支援業務を必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務に関して変更契約または追加契約を締結するものとする。</u></p>
<p>17 (未確定事項の取扱い)</p> <p>第 36 条 甲は、乙が本件業務を遂行するのに必要な事項を、甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない場合、甲は、当該未確定事項の内容とその確定予定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を甲が確認の上、甲乙記名押印した書面を作成することにより、甲は、当該未確定事項の確定後、乙に対して確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求することができるものとする。この場合、甲は未確定事項が確定したときは直ちに乙にその内容を書面で提示するとともに、必要となる要件定義書又は外部設計書の追完又は修正の業務をすみやかに乙に請求するものとする。</p> <p>2. 甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	<p>(未確定事項の取扱い)</p> <p>第 36 条 <u>第 17 条に基づく要件定義書又は第 22 条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情により確定して提示することができない事項(以下「未確定事項」という)がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第 17 条又は第 22 条に従い確定させることができるものとする。</u></p> <p>① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に速やかに提示する。</p> <p>② <u>前号に従い乙に変更提案書が提示された後速やかに、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が</u></p>

		<p>当該変更提案書に記名押印する。</p> <p>2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、<u>確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。</u>なお、甲による追完又は修正の請求は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p> <p>3. 甲が第 1 項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、<u>当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの(当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したもの)とみなすことができるものとする。</u>ただし、乙は、<u>当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお甲が確定しないときは、乙は第 52 条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。</u></p>
18	<p>(変更管理手続)</p> <p>第37条 甲又は乙は、相手方から第34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、第12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更の名称 ② 提案の責任者 ③ 年月日 ④ 変更の理由 ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項 ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額 ⑦ 検討期間を含めた変更作業のスケジュール ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響 	<p>(変更管理手続)</p> <p>第 37 条 甲又は乙は、相手方から第 34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第 36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、<u>当該交付日から○日以内に、第 12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更の名称 ② 提案の責任者 ③ <u>提案年月日</u> ④ 変更の理由 ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項 ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額 ⑦ <u>協議期間</u>を含めた変更作業のスケジュール ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響

	<p>2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。</p> <p>3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結したときをもって変更が確定するものとする。</p> <p>4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。</p>	<p>2. 第1項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。</p> <p>3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結するものとし、当該締結をもって変更が確定するものとする。</p> <p>4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第1項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。</p>
19	<p>（変更の協議不調に伴う契約終了） 第38条 前条の協議の結果、変更の内容が作業期間又は納期、委託料及びその他の契約条件に影響を及ぼす等の理由により、甲が個別契約の履行を中止しようとするときは、甲は乙に対し、中止時点まで乙が遂行した個別業務についての委託料の支払い及び次項の損害を賠償した上、個別業務の未了部分について個別契約を解約することができる。</p> <p>2. 甲は、前項により個別業務の未了部分について解約しようとする場合、解約により乙が出捐すべきこととなる費用その他乙に生じた損害を賠償しなければならない。</p>	<p>（変更の協議不調に伴う契約終了） 第38条 前条第1項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は、<u>本契約又は個別業務の未了部分について当該個別契約を解約することができる。</u></p> <p>2. <u>前項により個別契約が解約された場合、甲は、それまで乙が遂行した個別業務についての委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。</u></p>
20	<p>（秘密情報の取扱い） 第41条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。</p>	<p>（秘密情報の取扱い） 第41条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面(電子的形式を含み、以下同様とする)により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、<u>当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを</u></p>

	<p>(第1項①～④、第2項～第3項省略)</p> <p>4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自（本契約及び個別契約に基づき乙が再委託する場合の再委託先を含む。）の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。</p> <p>(第5項～第7項省略)</p>	<p><u>要求のうえで開示することができるものとする。</u></p> <p>(第1項①～④、第2項～第3項省略)</p> <p>4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。<u>また、乙は、第7条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。</u></p> <p>(第5項～第7項省略)</p>
21	<p>(個人情報)</p> <p>第42条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合に、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。</p> <p>(第2項～第4項省略)</p> <p>5. 【第7条についてB案を選択した場合】第7条第1項の規定にかかわらず、乙は甲より委託を受けた個人情報の取扱いを再委託してはならない。但し、当該再委託につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>(個人情報)</p> <p>第42条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第2条第4項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第20条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合に、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。</p> <p>(第2項～第4項省略)</p> <p>5. <u>前第1項の定めにかかわらず、乙は、第7条第1項に従い再委託する第三者に対して、第7条第3項の措置をとったうえで、当該個人情報を開示できるものとする。</u></p>

22	<p>(納入物の著作権) 第 45 条 選択肢として【A 案】【B 案】【C 案】を併記。</p>	<p>(納入物の著作権) 第 45 条 【A 案】を採用。(【B 案】【C 案】はオプションとして適用ガイドに記載。)</p>
23	<p>【A 案】 (知的財産権侵害の責任) 第 47 条 甲が納入物に関し第三者から著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第 53 条（損害賠償）の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額及び合理的な弁護士費用を負担するものとする。但し、第三者からの申立が甲の帰責事由による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること</p> <p>② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること</p> <p>③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること</p> <p>(第 2 項～第 3 項省略)</p> <p>【B 案】 (知的財産権侵害の責任) 第○条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第 53 条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害（侵害を回避し</p>	<p>【A 案】 (知的財産権侵害の責任) 第 47 条 甲が納入物に関し第三者から、<u>日本国内における</u>著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第 53 条（損害賠償）の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた<u>損害賠償額</u>を負担するものとする。但し、第三者からの申立が<u>乙の責に帰すべからざる事由</u>による場合（甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。）にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること</p> <p>② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること</p> <p>③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること</p> <p>(第 2 項～第 3 項省略)</p> <p>【B 案】 (知的財産権侵害の責任) 第○条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の<u>日本国内における</u>著作権、特許権その他の産業財産権（以下本条において「知的財産権」という。）を侵害したとき、乙は第 53 条（損害賠償）所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損</p>

	<p>た代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。但し、知的財産権の侵害が甲の責に帰する場合(甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定める FOSS に起因する場合を含む。)はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>害(侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。但し、知的財産権の侵害が乙の責めに帰すべからざる事由による場合(甲乙間で別段合意がない限り、第48条に定める第三者ソフトウェア又は第49条に定める FOSS に起因する場合を含む。)はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>(第2項省略)</p>
24	<p>【A案 ベンダが主体で選定する場合】 (第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第48条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第三者ソフトウェアを利用する旨、利用の必要性、第三者ソフトウェア利用のメリット及びデメリット、並びにその利用方法等の情報を、書面により提供し、甲に第三者ソフトウェアの利用を提案するものとする。</p> <p>2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、第三者ソフトウェアの採否を決定する。</p> <p>3. 前項に基づいて、甲が第三者ソフトウェアの採用を決定する場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項所定の第三者ソフトウェア利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間においてライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</p> <p>【B案 ユーザが主体で選定する場合】</p>	<p>(第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第48条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために、第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、<u>第37条(変更管理手続)によるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。ただし、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>3. <u>乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。ただし、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</u></p>

	<p>(第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部として第三者ソフトウェアを利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>2. 乙は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、当該第三者ソフトウェア利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。</p>	
25	<p>【A案 ベンダが主体で選定する場合】</p> <p>(FOSSの利用)</p> <p>第49条 乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアを構成する一部としてFOSSを利用しようとするときは、当該FOSSの利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴などFOSSの性格に関する情報、当該FOSSの機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を、書面により提供し、甲にFOSSの利用を提案するものとする。</p> <p>2. 甲は、前項所定の乙の提案を自らの責任で検討・評価し、FOSSの採否を決定する。</p> <p>3. 乙は、FOSSに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第1項所定のFOSS利用の提案時に権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。</p> <p>【B案 ユーザが主体で選定する場合】</p> <p>(FOSSの利用)</p> <p>第〇条 甲の指示により乙に本件ソフトウェアを構成する一部としてFOSSを利用させる場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と第三者との間でFOSSの保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>(FOSSの利用)</p> <p>第49条 甲又は乙は、本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、FOSSを利用しようとするときは、<u>第37条(変更管理手続)によるものとする。</u>なお、乙が第37条に従いFOSSの利用を提案する場合、<u>第37条第1項各号の事項に加え、当該FOSSの利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴などFOSSの性格に関する情報、当該FOSSの機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項に基づきFOSSを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、乙又は第三者との間でFOSSの保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>3. 乙は、FOSSに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、<u>第1項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。</u></p>

	<p>2. 乙は、前項所定の FOSS の瑕疵、権利侵害等については、当該 FOSS 利用の指示を甲から受けた時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わない。</p>	
26	<p>(解 除) 第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>① 重大な過失又は背信行為があった場合 ② 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合 ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ④ 公租公課の滞納処分を受けた場合 ⑤ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合</p> <p>(第 2 項～第 3 項省略)</p>	<p>(解 除) 第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p><※経産省モデル第 52 条第 1 項①を削除、下記⑤・⑥を追加></p> <p>① 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合 ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ③ 公租公課の滞納処分を受けた場合 ④ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合 ⑤ <u>監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき</u> ⑥ <u>解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき</u></p> <p>(第 2 項～第 3 項省略)</p>
27	<p>(損害賠償) 第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、(〇〇〇の損害に限り) 損害賠償を請求することができる。但し、この請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納品物の検収完了日又は業務の終了確認日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。</p> <p>2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、</p>	<p>(損害賠償) 第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は第 29 条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができ</p>

<p>不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める〇〇〇の金額を限度とする。</p> <p>3. 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。</p>	<p><u>ない。</u></p> <p>2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める<u>委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。</u></p> <p>3. 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合には適用しないものとする。</p>
--	--

解説書の構成

◆ 第4章 モデル契約プロセス

デューデリジェンス、提案依頼、提案、企画要件定義、開発、保守・運用という契約プロセスについて、プロセス毎に、経産省モデル契約の報告書で提示されたモデル契約プロセスを引用しつつ、実施すべき事項、留意点を整理するとともに、失敗事例、チェックポイント一覧を提示する。

◆ 第5章 ソフトウェア開発基本契約書

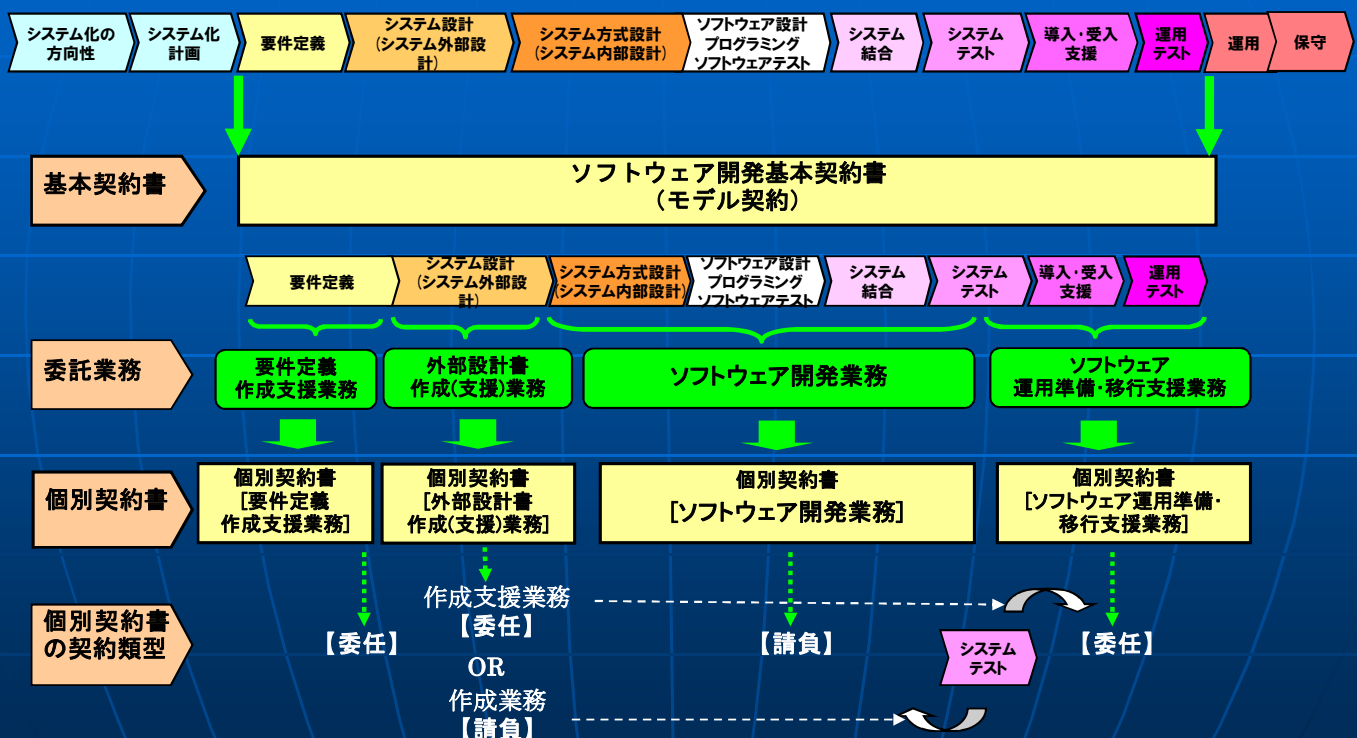
- JEITAソフトウェア開発モデル契約の条文のみの掲載
- JEITAソフトウェア開発モデル契約と2007年経済産業省モデル契約の相違点一覧

◆ 参考資料

- 1994年JEDTA公表「ソフトウェア開発モデル契約」
- 2007年経済産業省公表「ソフトウェア開発委託基本モデル契約」

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008

モデル契約の構造



All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008

基本問題

◆ 見積の問題

- フェーズ別見積
- 全体の規模見積の注意点
- 「全体見積」は参考値として「フェーズ別見積」を

◆ 仕様確定の問題

- ソフトウェア開発におけるトラブル原因
- 「仕様」の問題とは
- 開発プロセスと「仕様」
- 「仕様」の確定
- 「仕様」の問題と多段階契約方式

◆ 作業主体と契約類型(準委任と請負)の問題

- 「作業範囲・内容」の問題
- 作業主体と契約の種類(準委任と請負)
- 準委任契約と請負契約
- 作業主体と多段階契約

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008



条文解説

◆ 条文解説

- 趣旨
- 条文の背景
- 経済産業省モデル契約との相違点

◆ 適用ガイド

[例] 確定の記名押印

〇〇〇〇基幹システム 要件定義書(第1版)	
□□□□ユーザ株式会社 2008年4月1日	
確 定	
甲責任者	乙責任者
	
山田太郎	鈴木一郎

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008

モデル契約プロセス

◆プロセスの単位

- プレ段階の秘密保持契約書締結
- デューデリ、RFP/RFI
- 提案書
- 企画要件定義段階
- 開発段階
- 保守・運用段階

◆個別ポイント

- マルチベンダ方式、分割発注
- パッケージ活用型
- ハードウェア調達契約

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008

モデル契約プロセス

◆プロセス、個別ポイント毎に

- 各契約プロセスの説明・実施すべき事項
- 各契約プロセスの注意点や留意点
- 各契約プロセスにおける、よくある失敗事例
- 各契約プロセスにおけるチェックポイント

[例]

1	障害発生時の対応手順・責任関係の明確化が行われているか。
2	BCPは策定されているか。
3	SLAを定める場合には、適切にサービスレベルや前提条件等がベンダ・ユーザ間で共有され、文書で明確にされているか。

All Rights Reserved, Copyright© JEITA 2008

JEITA
ソリューションサービス事業委員会
ソフトウェア開発モデル契約WG

秋の出版をお楽しみに